



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和 3 年12月21日火曜日 第269号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....（財政課）..... 1
 えひめこどもの城管理条例及び愛媛県体験型環境学習センター管理条例の一部を改正する条例.....（子育て支援課）..... 8
 愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....（警察本部生活環境課）..... 8

条 例

○愛媛県条例第63号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 3 年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条 第 4 条、第 7 条関係）			別表（第 2 条 第 4 条、第 7 条関係）		
1 ～ 3 省略			1 ～ 3 省略		
4 農林水産関係事務手数料			4 農林水産関係事務手数料		
事務	名 称	金 額	事務	名 称	金 額
1 ～ 30	省略		1 ～ 30	省略	
31	家畜伝染病予防法第 50 条の規定に基づき知事が使用を許可した動物用生物学的製剤の交付	1 頭分につき 70 円を超えない範囲内において規則で定める金額			
32	省略		31	省略	
33	省略		32	省略	
34	省略		33	省略	
35	省略		34	省略	
36	省略		35	省略	
37	省略		36	省略	
38	省略		37	省略	
39	省略		38	省略	
			39	削除	
40 ～ 61	省略		40 ～ 61	省略	
備考	省略		備考	省略	
5	土木関係事務手数料		5	土木関係事務手数料	

事 務	名 称	金 額
1～101の4 省略		
101の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額ア _____ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（同条第3項に規定する確認書をいう。以下この項において同じ。）又は住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）の交付を受けている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1戸建ての専用住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない住宅をいう。以下この項において同じ。） <u>16,400円</u> (イ) 1戸建ての併用住宅（専用住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） <u>16,400円</u> (ウ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） _____ 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める _____ 金額 a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 <u>31,100円</u> b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 <u>50,400円</u> c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 <u>91,500円</u>

事 務	名 称	金 額
1～101の4 省略		
101の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1) 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額ア <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）</u> _____ 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1戸建ての専用住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない住宅をいう。以下この項において同じ。） <u>12,800円</u> (イ) 1戸建ての併用住宅（専用住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） <u>12,800円</u> (ウ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） <u>1戸につき</u> 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額 a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 <u>25,100円</u> b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 <u>41,400円</u> c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 <u>73,300円</u>

- d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 136,000円
- e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 209,300円
- f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 335,500円
- g 総戸数が201以上の共同住宅等 417,300円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 共同住宅等 _____次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める _____

金額

a ~ g 省略

(2) 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定

- d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 111,700円
- e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 179,000円
- f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 280,900円
- g 総戸数が201以上の共同住宅等 344,400円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1戸建ての専用住宅 19,600円

(イ) 1戸建ての併用住宅 19,600円

(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額

a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 43,200円

b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 68,500円

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 126,900円

d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 203,500円

e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 337,600円

f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 588,200円

g 総戸数が201以上の共同住宅等 801,100円

ウ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額

a ~ g 省略

(2) 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定

める金額

ア _____
 _____ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書の交付を受けている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1戸建ての専用住宅 22,300円

(イ) 1戸建ての併用住宅 22,300円

(ウ) 共同住宅等 _____次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める _____金額

a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 40,600円

b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 66,800円

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 111,300円

d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 178,500円

e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 272,900円

f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 463,900円

g 総戸数が201以上の共同住宅等 588,800円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 共同住宅等 _____次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める _____金額

a ~ g 省略

(3) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額にあつては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限り。)を合算した金額

める金額

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査 _____を受けている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1戸建ての専用住宅 16,900円

(イ) 1戸建ての併用住宅 16,900円

(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額

a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 31,500円

b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 53,200円

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 84,100円

d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 142,100円

e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 227,400円

f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 382,000円

g 総戸数が201以上の共同住宅等 479,500円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額

a ~ g 省略

(3) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額にあつては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限り。)を合算した金額

		<p>ア (1)ア若しくはイ又は(2)ア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p> <p>イ 8の項の右欄 に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同欄備考 に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</p> <p>ウ 9の項の右欄(1) 又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p>			<p>ア (1)アからウまで又は(2)ア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p> <p>イ 8の項金額の欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</p> <p>ウ 9の項金額の欄(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p>	
<p>101の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等が選任された場合に係るものを除く。）に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 101の5の項の右欄(1)ア若しくはイ 又は(2)ア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画が同条第1項 に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</p> <p>ア 同欄(1)ア若しくはイ _____ 又は(2)ア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額</p> <p>イ 8の項の右欄 に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同欄備考 に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</p> <p>ウ 9の項の右欄(1) 又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p>	<p>101の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合 _____ _____ _____ _____ _____ に係るものを除く。）に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 101の5の項金額の欄(1)アからウまで又は(2)ア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</p> <p>ア 101の5の項金額の欄(1)アからウまで又は(2)ア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額</p> <p>イ 8の項金額の欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</p> <p>ウ 9の項金額の欄(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p>	
<p>101の7 長期優良住宅の普及の促進</p>	<p>認定長期優良住宅建</p>	<p>182,000円</p>				

<p>進に関する 法律第18条 第1項の規 定に基づく 認定長期優 良住宅建築 等計画に基 づく建築に 係る住宅の 容積率に関 する特例の 許可の申請 に対する審 査</p>	<p>築等計 画に基 づく建 築に係 る住宅 の容積 率の特 例許可 申請手 数料</p>				
<p>101の8 省 略</p>			<p>101の7 省 略</p>		
<p>101の9 都 市の低炭素 化の促進に 関する法律 第55条第1 項の規定に 基づく低炭 素建築物新 築等計画の 変更の認定 の申請に対 する審査</p>	<p>低炭素 建築物 新築等 計画変 更認定 申請手 数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (当該金額に100円未満の端数がある ときは、これを四捨五入する。) (1) 変更に係る低炭素建築物新築等 計画が建築基準法第6条第1項に 規定する建築基準関係規定に適合 するかどうかの審査を申し出ない 者 101の8の項の右欄(1)ア又はイ に掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ当該手数料の金額の2分の1 に相当する金額 (2) 変更に係る低炭素建築物新築等 計画が同条第1項 _____ に 規定する建築基準関係規定に適合 するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額に あつては、当該審査に同法第87条 の4の昇降機に係る部分が含まれ る場合に限る。)を合算した金額 ア 同欄(1)ア _____ 又はイ に掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ当該手数料の金額の2分 の1に相当する額 イ・ウ 省略</p>	<p>101の8 都 市の低炭素 化の促進に 関する法律 第55条第1 項の規定に 基づく低炭 素建築物新 築等計画の 変更の認定 の申請に対 する審査</p>	<p>低炭素 建築物 新築等 計画変 更認定 申請手 数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (当該金額に100円未満の端数がある ときは、これを四捨五入する。) (1) 変更に係る低炭素建築物新築等 計画が建築基準法第6条第1項に 規定する建築基準関係規定に適合 するかどうかの審査を申し出ない 者 101の7の項の右欄(1)ア又はイ に掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ当該手数料の金額の2分の1 に相当する金額 (2) 変更に係る低炭素建築物新築等 計画が建築基準法第6条第1項に 規定する建築基準関係規定に適合 するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額に あつては、当該審査に同法第87条 の4の昇降機に係る部分が含まれ る場合に限る。)を合算した金額 ア 101の7の項の右欄(1)ア又はイ に掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ当該手数料の金額の2分 の1に相当する額 イ・ウ 省略</p>
<p>101の10 省 略</p>			<p>101の9 省 略</p>		
<p>101の11 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 に関する法 律第12条第 2項及び第 13条第3項 の規定に基</p>	<p>建築物 エネルギー 消費性能 適合性 判定変 更手数 料</p>	<p>101の10の項の右欄に掲げる建築物の 区分に応じ、それぞれ当該手数料の 金額の2分の1に相当する金額(当 該金額に100円未満の端数があるとき は、これを四捨五入する。)</p>	<p>101の10 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 に関する法 律第12条第 2項及び第 13条第3項 の規定に基</p>	<p>建築物 エネルギー 消費性能 適合性 判定変 更手数 料</p>	<p>101の9の項の右欄に掲げる建築物の 区分に応じ、それぞれ当該手数料の 金額の2分の1に相当する金額(当 該金額に100円未満の端数があるとき は、これを四捨五入する。)</p>

<p>づく建築物 エネルギー 消費性能確 保計画の変 更に係る建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定</p>			<p>づく建築物 エネルギー 消費性能確 保計画の変 更に係る建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定</p>		
<p>101の12 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 に関する法 律施行規則 (平成28年 国土交通省 令第5号) 第11条の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能確保計 画の軽微な 変更に関す る証明書の 交付</p>	<p>建築物 エネルギー消 費性能 確保計 画軽微 変更証 明書交 付手数 料</p>	<p>101の10の項の右欄に掲げる建築物の 区分に応じ、それぞれ当該手数料の 金額の2分の1に相当する金額(当 該金額に100円未満の端数があるとき は、これを四捨五入する。)</p>	<p>101の11 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 に関する法 律施行規則 (平成28年 国土交通省 令第5号) 第11条の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能確保計 画の軽微な 変更に関す る証明書の 交付</p>	<p>建築物 エネルギー消 費性能 確保計 画軽微 変更証 明書交 付手数 料</p>	<p>101の9の項の右欄に掲げる建築物の 区分に応じ、それぞれ当該手数料の 金額の2分の1に相当する金額(当 該金額に100円未満の端数があるとき は、これを四捨五入する。)</p>
<p>101の13 省 略</p>			<p>101の12 省 略</p>		
<p>101の14 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 に関する法 律第36条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に 対する審査</p>	<p>建築物 エネルギー消 費性能 向上計 画変更 認定申 請手数 料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (当該金額に100円未満の端数がある ときは、これを四捨五入する。) (1) 変更に係る建築物エネルギー消 費性能向上計画が建築基準法第6 条第1項に規定する建築基準関係 規定に適合するかどうかの審査を 申し出ない者 次に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次に定める 金額 ア 101の13の項の右欄(1)アに掲げ る場合 当該場合の区分に応 じ、それぞれ当該手数料の金額 の2分の1に相当する金額 イ 省略 (2) 省略</p>	<p>101の13 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 に関する法 律第36条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に 対する審査</p>	<p>建築物 エネルギー消 費性能 向上計 画変更 認定申 請手数 料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (当該金額に100円未満の端数がある ときは、これを四捨五入する。) (1) 変更に係る建築物エネルギー消 費性能向上計画が建築基準法第6 条第1項に規定する建築基準関係 規定に適合するかどうかの審査を 申し出ない者 次に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次に定める 金額 ア 101の12の項の右欄(1)アに掲げ る場合 当該場合の区分に応 じ、それぞれ当該手数料の金額 の2分の1に相当する金額 イ 省略 (2) 省略</p>
<p>101の15 省 略</p>			<p>101の14 省 略</p>		
<p>101の16 省 略</p>			<p>101の15 省 略</p>		
<p>102 省略</p>			<p>102 省略</p>		

備考 省略

6 省略

備考 省略

6 省略

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表4の表の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第64号

えひめこどもの城管理条例及び愛媛県体験型環境学習センター管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

えひめこどもの城管理条例及び愛媛県体験型環境学習センター管理条例の一部を改正する条例

(えひめこどもの城管理条例の一部改正)

第1条 えひめこどもの城管理条例(平成17年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休園日) 第5条 こどもの城の休園日は、 <u>月曜日</u> (<u>月曜日</u> が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)とする。 2・3 省略	(休園日) 第5条 こどもの城の休園日は、 <u>水曜日</u> (<u>水曜日</u> が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)とする。 2・3 省略

(愛媛県体験型環境学習センター管理条例の一部改正)

第2条 愛媛県体験型環境学習センター管理条例(平成17年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休館日) 第5条 センターの休館日は、 <u>月曜日</u> (<u>月曜日</u> が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)とする。 2・3 省略	(休館日) 第5条 センターの休館日は、 <u>水曜日</u> (<u>水曜日</u> が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)とする。 2・3 省略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第65号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例(平成12年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条、第3条、第6条、第7条関係)			別表(第2条、第3条、第6条、第7条関係)		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1~15	省略		1~15	省略	
16	銃砲刀剣類所持等取	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による獵銃又	16	銃砲刀剣類所持等取	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による獵銃又
	<u>銃砲刀剣類等</u>			<u>銃砲刀剣類所</u>	

<p>銃法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査</p>	<p><u>所持許可手数料</u></p>	<p>は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく<u>猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査</u> 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく<u>猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査</u>にあつては、4,300円）</p> <p>(2) <u>同号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査</u> 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく<u>クロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査</u>にあつては、4,300円）</p> <p>(3) 省略</p>	<p>銃法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査</p>	<p><u>持許可手数料</u></p>	<p>は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく_____許可の申請に係る審査 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく_____許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく_____許可の申請に係る審査にあつては、4,300円）</p> <p>(2) 省略</p>
<p>16の2 省略</p>			<p>16の2 省略</p>		
<p>17 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催</p>	<p><u>猟銃及び空気銃取扱い講習手数料</u></p>	<p>(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び同法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する講習会 3,000円</p> <p>(2) 省略</p>	<p>17 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催</p>	<p><u>猟銃及び空気銃取扱い講習手数料</u></p>	<p>(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び同法第5条の2第3項第2号_____に掲げる者に対する講習会 3,000円</p> <p>(2) 省略</p>
<p>17の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催</p>	<p><u>クロスボウ取扱い講習手数料</u></p>	<p>(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 3,000円</p> <p>(2) その他の者に対する講習会 6,900円</p>			
<p>18・18の2 省略</p>			<p>18・18の2 省略</p>		
<p>19 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に</p>	<p><u>国際競技参加外国人の銃砲刀剣類等所持</u></p>	<p>省略</p>	<p>19 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に</p>	<p><u>国際競技参加外国人の銃砲刀剣類所持許</u></p>	<p>省略</p>

参加するた め入国する 外国人の銃 砲等又は刀 剣類の所持 の許可の申 請に対する 審査	許可手 数料		参加するた め入国する 外国人の銃 砲等又は刀 剣類の所持 の許可の申 請に対する 審査	可手数 料	
20 銃砲刀剣 類所持等取 締法第7条 第2項の規 定に基づく 許可証の書 換え	銃砲刀 剣類等 所持許 可証書 換え手 数料	省略	20 銃砲刀剣 類所持等取 締法第7条 第2項の規 定に基づく 許可証の書 換え	銃砲刀 剣類所 持許可 証書換 え手数 料	省略
21 銃砲刀剣 類所持等取 締法第7条 第2項の規 定に基づく 許可証の再 交付	銃砲刀 剣類等 所持許 可証再 交付手 数料	省略	21 銃砲刀剣 類所持等取 締法第7条 第2項の規 定に基づく 許可証の再 交付	銃砲刀 剣類所 持許可 証再交 付手数 料	省略
22 銃砲刀剣 類所持等取 締法第7条 の3第2項 の規定に基 づく同法第 4条第1項 第1号の規 定による獵 銃若しくは 空気銃又は クロスボウ の所持の許 可の更新の 申請に対す る審査	獵銃若 しくは 空気銃 又はク ロスボ ウ所持 許可更 新手数 料	(1) 新たな許可証の交付を伴う銃砲 刀剣類所持等取締法第7条の3第 1項の規定に基づく獵銃又は空気 銃の所持の許可の更新の申請に係 る審査 7,200円(当該申請を行 う者が同時に他の同項 _____の規定 に基づく獵銃又は空気銃の所持の 許可の更新の申請を行う場合にお ける当該他の同項の規定に基づく 獵銃又は空気銃の所持の許可の更 新の申請に係る審査及び当該申請 を行う者が同時に同法第4条第1 項第1号の規定に基づく獵銃又は 空気銃の所持の許可の申請を行う 場合における当該同法第7条の3 第1項の規定に基づく獵銃又は空 気銃の所持の許可の更新の申請に 係る審査にあっては、4,800円) (2) 新たな許可証の交付を伴う同項 の規定に基づくクロスボウの所持 の許可の更新の申請に係る審査 7,200円(当該申請を行う者が同 時に他の同項の規定に基づくクロ スボウの所持の許可の更新の申請 を行う場合における当該他の同項 の規定に基づくクロスボウの所持 の許可の更新の申請に係る審査及 び当該申請を行う者が同時に同号 の規定に基づくクロスボウの所持	22 銃砲刀剣 類所持等取 締法第7条 の3第2項 の規定に基 づく同法第 4条第1項 第1号の規 定による獵 銃又は空気 銃 _____の所持の許 可の更新の 申請に対す る審査	獵銃又 は空気 銃所持 許可更 新手数 料	(1) 新たな許可証の交付を伴う場合 _____ _____ _____ _____ 7,200円(当該申請を行 う者が同時に他の銃砲刀剣類所持 等取締法第7条の3第1項の規定 に基づく_____ 許可の更新の申請を行う場合にお ける当該他の同項の規定に基づく _____許可の更 新の申請に係る審査及び当該申請 を行う者が同時に同法第4条第1 項第1号の規定に基づく_____ _____許可の申請を行う 場合における当該同法第7条の3 第1項の規定に基づく_____ _____許可の更新の申請に 係る審査にあっては、4,800円)

	<p>の許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</p> <p>(3) <u>新たな許可証の交付を伴わない同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</u> 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)</p> <p>(4) <u>新たな許可証の交付を伴わない同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</u> 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)</p>		<p>(2) <u>新たな許可証の交付を伴わない場合</u></p> <p>_____ 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく_____許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく_____許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同号の規定に基づく_____許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく_____許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)</p>
<p>23～24の5 省略</p>			<p>23～24の5 省略</p>
<p>25 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>クロスボウ射撃資格認定手数料</p> <p>9,300円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円)</p>		<p>25 削除</p>
<p>26～64 省略</p>			<p>26～64 省略</p>
<p>備考 省略</p>			<p>備考 省略</p>

附 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。